

宿泊税導入後の支援

1. 特別徴収事務報償金

特別徴収義務者には新たな事務に要する負担が発生することから、特別徴収事務報償金を交付します。

2. 観光振興に対する協力金

観光施策の周知、PR及び宿泊者等の統計データへの活用協力に対して協力金を検討中

3. 各種補助金

施設改修補助金等、宿泊事業者のメリットとなる補助制度の創設を検討中

宿泊税導入時の支援

4. システム整備費等補助金

宿泊税の導入に伴う宿泊事業者のシステム整備等に対し、補助金を交付します。